

由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額

【保育園・認定こども園・地域型保育】(0～2歳児)

保育標準時間(午前7時から午後6時まで 11時間)

保育短時間(各保育所において設定される 8時間)

国階層	階層区分	世帯区分	利用者負担額(月額)			多子世帯の保育料減免
			国基準額	3歳未満児		
				保育標準時間	保育短時間	
1	①	生活保護世帯	0円	0円	0円	
2	②	市町村民税 非課税世帯				
3	③-1	市町村民税 均等割のみ課税世帯	19,500円	11,700円	11,500円	保護者が監護し、生計同一の子どもを年齢制限なしで数えます。 ◎所得割課税額が57,700円未満の世帯(④-1階層の一部まで)
	③-2	所得割課税世帯 48,600円 未満		13,600円	13,400円	
4	④-1	所得割課税世帯 61,000円 未満	30,000円	15,300円	15,100円	◎上記以外の世帯 保護者が監護し同一世帯の教育・保育施設等を利用する0歳から小学校修学前までの子どもを数えます。 第2子半額 第3子以降無料
	④-2	所得割課税世帯 73,000円 未満		16,700円	16,500円	
	④-3	所得割課税世帯 85,000円 未満		18,000円	17,700円	
	④-4	所得割課税世帯 97,000円 未満		19,500円	19,200円	
5	⑤-1	所得割課税世帯 115,000円 未満	44,500円	22,500円	22,200円	
	⑤-2	所得割課税世帯 133,000円 未満		24,600円	24,200円	
	⑤-3	所得割課税世帯 151,000円 未満		26,700円	26,300円	
	⑤-4	所得割課税世帯 169,000円 未満		28,800円	28,400円	
6	⑥-1	所得割課税世帯 213,000円 未満	61,000円	32,300円	31,800円	
	⑥-2	所得割課税世帯 257,000円 未満		34,500円	34,000円	
	⑥-3	所得割課税世帯 301,000円 未満		36,600円	36,000円	
7	⑦-1	所得割課税世帯 349,000円 未満	80,000円	41,200円	40,500円	
	⑦-2	所得割課税世帯 397,000円 未満		48,000円	47,200円	
8	⑧	所得割課税世帯 397,000円 以上	104,000円	62,400円	61,400円	

ひとり親世帯等

国階層	階層区分	世帯区分	利用者負担額(月額)			多子世帯の 保育料減免
			国基準額	3歳未満児		
				保育標準時間	保育短時間	
2	②	市町村民税 非課税世帯	0円	0円	0円	◎所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等
3	③-1	市町村民税 均等割のみ課税世帯	9,000円	4,500円	4,300円	保護者が監護し、生計同一の子どもを年齢制限なしで数えます。 第2子以降無料
	③-2	所得割課税世帯 48,600円 未満		4,950円	4,750円	
4	④-1	所得割課税世帯 61,000円 未満	9,000円	5,400円	5,200円	
	④-2	所得割課税世帯 73,000円 未満		5,850円	5,650円	
	④-3 の一部	所得割課税世帯 77,101円 未満		6,300円	6,100円	

※ 保育料を決めるときは、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除等)を受ける前の税額を適用します。

※ 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円となります。

※ 第3階層、第4階層のうち市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯の子どもについては、上記の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、第2子を半額・第3子以降が0円となります。

※ 「ひとり親世帯等」…ひとり親世帯、在宅障がい児(者)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けた児童(者)や特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者がいる世帯をいいます。

※ 市町村民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯等の子どもについては、上記の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、生計を一にする子どもの順で2人目以降は0円となります。

※ 生計を一にし同居していない子どもがいる場合は、戸籍謄本等の書類を掲示の上、申し出が必要となります。